+

令和5年 第10回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第10回農業委員会総会会議録

| 招集年月日 | 令和5年10月24日(金) | | | | | | | |
|--|-----------------|-------------------------------|------|-------|---------|-----|-------|-------------|
| 招集の場所 | 志布志市松山支所 2 階会議室 | | | | | | | |
| 開閉会の日時 及 び 宣 言 | 開会 | 令和 5 年 10 月 24 日 午前 9 時 28 分 | | | | | | |
| | 閉会 | 令和 5 年 10 月 24 日 午前 10 時 17 分 | | | | | | |
| 応委 (不) (不) (不) (本) (本) (本) (本) (本) | 議席番号 | 氏 | 名 | 出欠の別 | 議席番号 | 氏 | 名 | 出欠の別 |
| | 1 | 吉野 | 寅三 | 0 | 11 | 宮脇 | 茂樹 | 0 |
| | 2 | 宮脇 | 勇 | 0 | 12 | 福岡 | 裕幸 | 0 |
| | 3 | 神宮司 | 打 順子 | 0 | 13 | 橋口 | 美一 | 0 |
| | 4 | 萩迫 | 修作 | 0 | 14 | 山下 | 昭一 | × |
| | 5 | 安樂 | 兼義 | 0 | 15 | 永屋 | 哲郎 | 0 |
| | 6 | 立山 | 富士雄 | 0 | 16 | 井久仍 | 入男 人男 | 0 |
| | 7 | 柳井 | 義郎 | 0 | 17 | 脇田 | 廣昭 | 0 |
| | 8 | 上野 | 克比古 | 0 | 18 | 平川 | 眞由美 | × |
| | 9 | 坂中 | 則雄 | 0 | 19 | 山迫 | 洋一 | 0 |
| | 10 | 隈元 | 健二 | 0 | 20 | 福岡 | 剛 | 0 |
| | | | | | | | | |
| 会議録署名委員 | 席番 | 5 番 | 安樂兼 | 義 | 席番 | 6 番 | 立山 富 | 『 士雄 |
| 局 長 | | 中水 | | 事務局次長 | | 宮田 | | |
| 職務のため出席 | 主幹兼農地係長 | | 鈴木 | | 主幹兼農地係長 | | 竹之内 | |
| した者職氏名 | 主幹兼 | 幹兼農地係長圖師 | | | 主任主査 | | 桑水 | |
| 委員会日程名 | 別紙のとおり | | | | | | | |

農地利用最適化推進委員

| 番号 | 氏 名 | 出欠の別 | 番号 | 氏 名 | 出欠の別 |
|----|--------|------|----|--------|------|
| 1 | 谷宮 誠實 | × | 9 | 垣内 りえ子 | × |
| 2 | 竹田 憲男 | × | 10 | 立根 重信 | × |
| 3 | 今市 光則 | × | 11 | 道山 幸治 | × |
| 4 | 熊野 廉太郎 | × | 12 | 脇田 祐二 | × |
| 5 | 原田 純一 | × | 13 | 春田 豊美 | 0 |
| 6 | 田尾 昭三 | × | 14 | 中之内 瑞穂 | × |
| 7 | 坪田 則義 | × | 15 | 工藤雅彦 | 0 |
| 8 | 池袋 良子 | × | 16 | 山下 直樹 | × |

| 会議に付した | 議案第63号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
|--------|--------|--------------------------|
| 事件 | 議案第64号 | 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について |
| | 議案第65号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第66号 | 非農地証明願の承認について |
| | 議案第67号 | 農用地利用集積計画決定について |
| | 議案第68号 | 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 |
| | | について |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

議長 萩迫

ただいまから、令和5年第10回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。平川委員、山下昭一委員から欠席の届出が、福岡裕幸委員から遅参の届出がございました。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により席番5番安樂委員と席番6番立山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本 日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、脇田廣昭委員の報告をお願いします。

委員 脇田廣昭

9月の総会で指名のあった○○さん申出分のあっせんでございますが、現在のところ数名の方に声掛けをいたしましたが、合意に至っておりません。 引き続き、活動していきたいと思います。

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。

次に、私の関係分について報告いたします。9月27日、第32回やっちく松 山藩秋の陣まつり出陣式に参加いたしました。10月3日に事務局との事務打 合せ、11日に議案打合せをそれぞれ行いました。

次に、日程第4、議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

今回は、13件の申請でございます。まずは、5ページ、番号58番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 竹之内

それでは議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請の番号58番について、ご説明申しあげます。議案書は、5ページです。

譲渡人は、曽於市大隅町月野にお住まいの○○さん85歳で、譲受人は曽於 市大隅町月野にお住まいの○○さん58歳です。

申請地は記載されているとおりで、畑が3筆で10,789㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、親子間の贈与・受贈のため、本日はお呼びしておりません。

今回の申請地の場所でございますが、有明町伊崎田の外山木材株式会社志布志工場から県道63号志布志福山線を有明方面に70m進み右折し、市道リクルート線を270m進み、さらに市道下縄瀬線を10m進んだ左側に1筆、そこから市道下縄瀬線を西へ160m進んだ右側に1筆、有明町伊崎田の黒葛公民館から里道を北に500m進んだ右側に1筆あります。

○○さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地には甘藷を作付けするとのことで、通作距離は自宅から車で約8分とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。

以上で、番号58番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願い します。

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 議長 萩迫

会場 委員 (会場 なし)

議長 萩迫 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

ございませんか。

会場 委員 (会場 異議なし) 萩迫

異議なしと認めます。

次に、番号59番及び6ページ、番号60番につきましては、○○委員に関係 がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により○○委員

には、ここで退席をお願いいたします。

会場 (○○委員 退席) それでは、福岡 剛委員の報告を2件まとめて、お願いいたします。

> 会長より依頼のありました番号59番と60番を報告いたします。まず、番号 59番の譲渡人は志布志町安楽にお住まいの○○さん47歳で、譲受人は志布志 町安楽にお住まいの○○さん72歳です。申請地は起案書に記載されていると おりで、申請地の場所はグリーンロードを安楽郵便局前信号から鹿屋方面へ 500m進んだ左側に3筆、さらに180m進み左折した3筆目の1筆となってい ます。譲受人宅からは1.3kmのところにあります。次に、番号60番の譲渡人 は、有明町野井倉にお住まいの○○さん45歳で、譲受人は先ほどの番号59番 と同じく○○さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地 の場所はグリーンロードを安楽郵便局前信号から500m進んだ左側にある59 番の3筆に隣接しております。譲受人宅から1.3kmのところにあります。

> ○○さんは認定農業者であり、配偶者と2人で水稲、甘藷を栽培しており、 申請地には水稲を作付けする予定とのことです。トラクター、耕運機、田植 機、コンバイン、乾燥機等を保有しています。取得する田の周囲は水稲地帯 であり、取得後もこれまでどおり水稲を作付けし、農薬の使用方法等につい ては、地域の防除基準に従いますとのことです。

> 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いします。

> はい、ご苦労さまでした。はじめに、5ページ、番号59番について、何か

御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

ございませんか。 (会場 異議なし)

異議なしと認めます。

次に、6ページ、番号60番について、何か御意見ございませんか。

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

議長

議長 萩迫

委員 福岡 剛

議長 萩迫

議長

会場 委員

萩迫

会場 委員

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫 (会場 なし)

ございませんか。

会場 委員

議長 萩迫

会場

議長 萩迫

会場

議長 萩迫

委員 神宮司

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。ここで、○○委員の入室を許可いたします。

(○○委員 入室)

次に、6ページ、番号61番につきましては、○○委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により○○委員には、ここで退席をお願いいたします。

(○○委員 退席)

それでは、神宮司委員の報告をお願いいたします。

会長より依頼のありました番号61を報告いたします。譲渡人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さん81歳、譲受人は同じく志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は安楽郵便局からグリーンロードに入り西へ50mほど進み、やすら弁当前を左折し400m進み、東九州自動車道のガード手前を右折、道なりに400m進んだ先にあります。この周辺のほとんどの水田は、〇〇さんが水稲を作付けされており、今回の2筆も数十年にわたり耕作されてきたものです。譲受人宅からは、3kmのところにあります。

○○さんは配偶者と2人で水稲を主に栽培されており、申請地にも水稲を 作付けする予定とのことです。また、トラクター、コンバイン、田植機、乾 燥機等を数台保有しています。

以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いします。

萩迫

会場 委員

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫

会場

議長

議長 萩迫

委員 井久保

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。ここで、○○委員の入室を許可いたします。

(○○委員 入室)

次に、番号62番について、審議いたします。井久保委員の報告をお願いい たします。

会長より依頼のありました番号62を報告いたします。譲渡人は霧島市隼人町住吉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖にあります株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所はJAそお鹿児島志布志支店前の市道昭和・弓場ヶ尾線を北へ1㎞ほど進んだ有川自動車整備工場の少し手前を右折し、市道弓場ヶ尾2号線に入り、約1.8㎞進んだ右側の畑です。法人事務所から1.25㎞のところにあります。申請理由は譲受人の規模拡大、譲渡人は相手方の要望です。

譲り受ける農業法人は農地所有適格法人で、代表者と常時雇用の8名により甘藷、馬鈴薯、ブロッコリー、かぼちゃ等を主に栽培しており、申請地に

は甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター8台を保有しています。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いいたします。

議長 萩迫 会場 委員 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。次に、7ページ、番号63番について、審議いたしま す。安樂委員の報告をお願いいたします。

委員 安樂

会長より依頼のありました番号63を報告いたします。譲渡人は志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は夏井陣岳分団の消防詰所から西へ150m進んだ先の左側に位置します。譲受人宅からは150mのところにあります。

○○さんは専業農家であり、配偶者と2人で主に甘藷を栽培されており、 申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台、ハ ーベスター1台、ラジコン動噴を1台保有されております。周辺はほとんど が畑ということで、影響はないと思われます。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。

議長 萩迫 会場 委員 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

会場 委員

議長

(会場 異議なし)

萩迫 異議なしと認めます。

次に、番号64番について、審議いたします。橋口委員の報告をお願いいた します。

委員 橋口

会長より依頼のありました番号64を報告いたします。譲渡人は埼玉県狭山市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は内之倉字持留の田は、県道449号柿ノ木志布志線を志布志方面から松山方面へ向かい安楽川に架かる柳橋を過ぎて左折し、市道柳・上樽野路線に入り、約1㎞進んだところの太陽光発電施設の南側にあります。もう1筆の畑は、柳橋から市道柳・上樽野線を500mほど進み左折し、公衆用道路を340m進み右折、100m進んだ右側に位置します。譲受人宅からは車で10分以内のところにあります。

○○さんは、父親、息子の3人でピーマンを主に栽培しております。申請

地には甘藷を作付けする予定とのことです。農機具はトラクター、蔓切機、 管理機等を保有しています。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いします。

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

会場 委員

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

議長 萩迫

(会場 異議なし)

 会場
 委員

 議長
 萩迫

異議なしと認めます。次に、番号65番について、審議いたします。吉野委 員の報告をお願いいたします。

委員 吉野

会長より依頼のありました番号65を報告いたします。譲渡人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さん66歳で、譲受人は同じく志布志町安楽の〇〇さん86歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は平山集落の入口にある山宮神社前の三差路を北側へ120m行った四差路を、さらに240m進んだ左側の田2筆で田之浦小学校の北西部に位置します。譲受人宅からは15分ぐらいのところにあります。

○○さんは、子どもと孫で、そば、水稲、梅、栗を栽培されております。 申請地には、水稲が作付けされており、稲刈り中でございました。トラクタ ー1台、田植機、バインダーを保有されております。この田の横に以前住ま われていた住宅がありますが、現在は息子と同居されています。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いします。

議長 萩迫 会場 委員 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

会場 委員

議長

(会場 異議なし)

委員 宮脇茂樹

萩迫

異議なしと認めます。次に、8ページ、番号66番について、審議いたしま す。宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。

会長より依頼のありました番号66を報告いたします。譲渡人は有明町野井 倉にお住まいの〇〇さん83歳です。譲受人は有明町伊崎田にお住まいの〇〇 さん46歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は 有明中学校前から南へ200m進んで左折し、100m進んだ左側にあります。譲 受人宅から車で6分のところにあります。

○○さんは配偶者と大麦を栽培されており、これからも大麦を栽培される とのことです。また、トラクター1台を保有しております。総会資料4ページに営農計画書が添付してあります。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の

適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いします。

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。次に、番号67番について、審議いたします。上野委員の報告をお願いいたします。

会長より依頼のありました番号67を報告いたします。譲渡人は福岡県春日市にお住まいの〇〇さん82歳です。譲受人は志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん66歳です。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は国道220号線の押切交差点を肆部合方面に250m進んだ三叉路を右折し、320m行った先を右折し、80m進んで左折、40m進んだ右側に位置します。譲受人宅からは約3分のところにあります。

○○さんは兼業農家で、夫婦でイチゴを栽培されております。申請地は現在イチゴが作付けされておりました。トラクター1台を保有されております。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いいたします。

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。次に、番号68番について、審議いたします。坂中委員の報告をお願いいたします。

会長より依頼のありました番号68を報告いたします。譲渡人は大島郡和泊町内城にお住まいの〇〇さんです。譲受人は有明町野井倉にあります株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道513号宮ヶ原大崎線を蓬原小学校前から菱田方面へ700m進み交差点を左折し、肆部合方面へ700m進んだ交差点をさらに左折、50m進んだ右側にあります。法人事務所から10分以内のところにあります。

株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者、従業員15人で甘藷10ha、水稲50ha、馬鈴薯20ha を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター15台、コンバイン3台、田植機3台、普通トラック10台ほかを保有しています。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いします。

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫

委員 上野

議長萩迫会場委員

議長 萩迫

会場 委員

萩迫

議長

委員 坂中

議長 萩迫 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 会場 委員 (会場 なし) 議長 萩迫 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。 会場 (会場 異議なし) 委員 異議なしと認めます。次に、9ページ、番号69番について、審議いたしま 萩迫 議長 す。上野委員の報告をお願いいたします。 委員 上野 会長より依頼のありました番号69を報告いたします。譲渡人は志布志市有 明町蓬原にお住まいの○○さん68歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原に お住まいの〇〇さん76歳です。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申 請地の場所は有明庁舎から南に400m行った県道523号志布志有明線を蓬原 方面へ約1.4km進んだ蓬原橋を渡った約100m先を右折し、約900m行った重 田集落の公民館のある四差路を左折、300m進んだ右側に位置します。譲受 人宅からは、車で約10分のところにあります。 ○○さんは認定農業者で、夫婦でお茶を栽培されております。申請地にも お茶を作付けする予定とのことです。トラクター1台、耕運機1台を保有さ れております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適 格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審 議方、よろしくお願いいたします。 議長 萩迫 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 会場 委員 (会場 なし) 議長 萩迫 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。 会場 委員 (会場 異議なし)

議長 萩迫

委員 福岡裕幸

異議なしと認めます。次に、番号70番について、審議いたします。福岡裕 幸委員の報告をお願いいたします。

会長より依頼がありました番号70について報告いたします。譲受人は霧島 市国分にお住まいの○○さんで、譲受人は松山町泰野にお住まいの○○さん です。兄弟間による受贈です。申請地は議案書に記載されているとおりで、 申請地の場所はやっちくふれあいセンター前交差点より北側に入り、道なり に2㎞ほど進んだ先の坂道を上りきり、左折した先の右側2筆目の畑です。

譲受人宅から約5分のところであります。

○○さんは水稲を主に栽培しており、申請地にはソバを作付けする予定と のことです。また、トラクター、田植機、コンバイン等を保有されています。

以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしくお願いいたします。

議長 萩迫 会場 委員

議長 萩迫 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。

よって日程第4、議案第63号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第64号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。

11ページ、番号18番を審議いたします。現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いします。

委員 宮脇茂樹

議案第64号、番号18番について報告いたします。総会資料は7ページから9ページになります。調査日は10月6日、調査委員は吉野委員、工藤委員と私、宮脇茂樹です。申請人は志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。

申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、夏井陣岳分団詰所から市道外牧線を南へ約110m進んだ右側にあります。除外の目的は一般住宅への転用です。排水は浄化槽を設置し、市道沿いの側溝へ横断溝により水路放流いたします。また、周囲にブロック塀を設置し、土砂等の流出を防止するとのことです。

申請地の農地区分は10ha 以上の一団の農地に該当するため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。

以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いします。

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。

 会場
 委員

 議長
 萩迫

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第5、議案第64号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第65号農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。13ページ、番号45番を審議いたします。現地を調査された 吉野委員の報告をお願いいたします。

委員 吉野

議案第65号、番号45番について報告いたします。調査日は10月6日、調査 委員は宮脇茂樹委員、工藤委員と私、吉野です。貸人は、志布志市志布志町 帖にお住まいの〇〇さんです。借人は、志布志市有明町原田の株式会社〇〇、 代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。

申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及

び総会資料のとおりです。場所は港湾道路の町原交差点から市道松原・弓場 ヶ尾線を南へ400m進んだ左側に位置し、現在拡張工事がされておりますが、 その隣接地になります。転用目的は道路建設に伴う駐車場、資材置場です。 雨水は、市道の側溝へ水路放流します。また、周囲への流出については土羽 により防ぎます。すでに資材や工事車両の置場として利用しているため、始 末書を添付しています。

申請地の農地区分は10ha 以上の広がりもなく、土地改良事業も行ってないため、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見 の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第65号農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第66号非農地証明願の承認についてを議題とします。 15ページ、番号16番を審議いたします。現地を調査された工藤委員の報告を お願いいたします。

議案第66号、番号16番について報告いたします。調査日は10月6日、調査 委員は吉野委員、宮脇茂樹委員と私、工藤で、事務局から2名の同行があり ました。総会資料は14ページから16ページになります。申請人は大阪府大阪 狭山市にお住まいの○○さんです。立会人は、行政書士の○○さんでした。

申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所はホームセンターキタヤマ跡地から市道宮野上1号線を東へ進み、あゆみ保育園の前を過ぎて約250m進んだ先の左側に位置します。

申請地は平成15年に新築した隣の住宅の庭として、長年利用されておりました。その間、農地としての利用はありません。平成30年に申請者の夫が亡くなり、その後申請者は生活拠点を県外に移しており、申請地を管理する者がおりません。20年以上農地としての利用もなく、耕作機械等の乗入れは困難な状況です。また、周囲は住宅密集地で農地性もありません。

以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いします。

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫

委員 工藤

議長萩迫会場委員

議長 萩迫

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。次に、番号17番を審議いたします。現地を調査され た同じく工藤委員の報告をお願いいたします。

委員 工藤

議案第66号、番号17番について報告いたします。調査日は10月6日、調査委員は吉野委員、宮脇茂樹委員と私、工藤で、事務局から2名の同行がありました。申請人は宮崎県宮崎市佐土原町にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。

申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料18ページに掲載された2筆の場所は、香月小学校前の国道220号線の信号から北へ進んだ先の東清水のT字路を左折し、市道六月坂・安良線を西方向へ600m坂を進んだ先の右側の佐藤建具ふすま店の東側に位置します。また、総会資料20ページ記載の1筆は、海老原皮膚科から市道清水線を東南東へ220m進んだ先を左折し、60m進んだ先を右折、30m進んだ先に位置します。狭小の2筆については、住宅に付随した土地として利用されており、農地としての利用は20年以上ない状況でありました。また、もう1筆については竹林で、樹高は3mを超えている状況です。20年以上耕作されていないため竹林となり、農地への復旧は困難であると思われます。

以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いします。

議長萩迫会場委員

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。

 会場
 委員

 議長
 萩迫

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。

次に、番号18番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告を お願いいたします。

委員 宮脇 勇

議案第66号、番号18番について報告いたします。調査日は10月6日、調査 委員は福岡剛委員、春田委員と私、宮脇勇です。申請人は北海道札幌市にお 住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。

申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料22ページから24ページのとおりです。場所は志布志町田之浦の大越公民館から市道中大越線を東へ220m進み右折し、市道大越線を120m進んだ右側に位置します。平成17年に相続いたしましたが、被相続人である父親が、平成11年に車庫を建設して以来、20年以上耕作しておらず農地への復元が困難になったものです。

以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。

議長 萩迫 会場

委員

はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す ることに御異議ございませんか。

会場 委員 (会場 異議なし)

萩迫 議長

異議なしと認めます。次に、16ページ、番号19番を審議いたします。現地 を調査された春田委員の報告をお願いいたします。

委員 春田

会長より依頼がありました議案第66号、番号19番について報告します。調 査日は10月6日、調査委員は宮脇勇委員、福岡剛委員と私、春田です。申請 人は志布志市有明町蓬原にお住まいの○○さんです。立会人は、行政書士の ○○さんでした。

申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は有明町蓬原の重田公民館から市道重田岩屋 線を西に150m進み右折し、里道を150m進んだ右側に位置します。立会人か ら聞き取ったところ、数年前の大雨で、大量のシラスが流入したことにより 耕作ができなくなったとの理由による申請であります。現地を見ると周辺の 山林に崩れた跡があり、畑の中に大量のシラスが拡散され、農地への復旧は 困難だと思われました。

以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし て、申請地を非農地と判断しても、問題ないとの意見の一致をみました。御 審議方、よろしくお願いします。

議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫 はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)

御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す

ることに御異議ございませんか。 (会場 異議なし)

会場 委員 議長 萩迫

異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第66号非農地証明願の承認については、非農地と 承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第67号農用地利用集積計画決定についてを議題とし ます。

はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説 明を求めます。

事務局 宮田

議案第67号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたし ます。議案書18ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

公告日は令和5年10月31日で、面積は畑が31,572㎡となっております。所 有権を移転する者は3人、所有権の移転を受ける者は、3人で売買によるも のです。所有権移転の詳細につきましては、議案書19ページと20ページに掲 載してございますので、お目通しください。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いします。

議長 萩迫

ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。

まずは、19ページ番号21番から、20ページ番号23番までと、18ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ご ざいませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。

事務局 桑水

議案第67号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページから39ページとなっております。

まずは、議案書21ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。公告日は令和5年10月31日で、始期は令和5年11月1日となります。設定期間が、3年から10年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。

利用権の設定面積は、田が1万4,367㎡、畑が6万1,035㎡、樹園地が4万6,834.16㎡で、合計しますと12万2,236.16㎡となり、うち更新分は2万3,497㎡となっております。利用権の設定をする者の数が33名で、利用権の設定を受けようとする者の数が17名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より16名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、21ページから35ページの明細表をご確認ください。

次に、利用権の転貸について、議案書36ページの総括表をご説明申し上げます。公告日は令和5年10月31日で、始期は令和5年11月1日となります。 設定期間は、5年と10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。

地目別の内訳は、田が1,610㎡、畑が1万6,168㎡、樹園地が3万42.16㎡で、合計しますと4万7,820.16㎡となります。

利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は6名であります。詳細につきましては、37ページから39ページの明細表をご確認ください。

以上で、議案第67号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の 転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

議長 萩迫

ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審 議に入ります。

22ページ、番号 1 番については、 $\bigcirc\bigcirc$ 委員に関係がございますので、農業 委員会等に関する法律第31条の規定により、 $\bigcirc\bigcirc$ 委員には、ここで退席をお願いいたします。

(○○委員 退席)

議長 萩迫

それでは、番号1番について、何か御意見ございませんか。

16

会場

会場 委員 (会場 なし) 議長 萩迫 ございませんか。 会場 委員 議長 萩迫 会場 議長 萩迫 について審議いたします。 会場 委員 (会場 なし) 議長 萩迫 ございませんか。 会場 委員 議長 萩迫 について審議いたします。 会場 委員 (会場 なし) 議長 萩迫 ございませんか。 会場 委員 議長 萩迫 異議なしと認めます。 事務局 宮田

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。ここで、○○委員の入室を許可いたします。

(○○委員 入室)

次に、22ページ番号2番から35ページ番号38番までと、21ページの総括表

これにつきまして、何か御意見ございませんか。

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。

37ページ、番号1番から、39ページ、番号7番までと、36ページの総括表

これにつきまして、何か御意見ございませんか。

御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

(会場 異議なし)

よって、日程第8、議案第67号農用地利用集積計画決定については、原案 のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第68号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委 員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

議案第68号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい て、ご説明いたします。議案書41ページをお開きください。

番号20の申出者は、有明町野井倉にお住まいの○○さんで、売買の申出と なっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、 議案書のとおりでございますので、お目通しください。

あっせん委員につきましては、吉野委員、春田委員の指名をご提案いたし ます。

番号21の申出者は、有明町伊崎田にお住まいの○○さんで、売買の申出と なっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、 議案書のとおりでございますので、お目通しください。

あっせん委員につきましては、宮脇茂樹委員、中之内委員の指名をご提案 いたします。

番号22の申出者は、志布志町志布志にお住まいの○○さんで、売買の申出 となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきまして は、議案書のとおりでございますので、お目通しください。

あっせん委員につきましては、安樂委員、道山委員の指名をご提案いたします。

番号23の申出者は、松山町新橋にお住まいの○○さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、 議案書のとおりでございますので、お目通しください。

あっせん委員につきましては、脇田廣昭委員、脇田祐二委員の指名をご提 案いたします。

番号24の申出者は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、 議案書のとおりでございますので、お目通しください。

あっせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案い たします。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いします。

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意 見ございませんか。

(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異

御息見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、何美 議ございませんか。

(会場 異議なし) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第68号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

議長 萩迫

会場 委員

議長 萩迫

会場委員議長萩迫

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に 相違ないことを証明するため署名する。 議長 委 員 委 員